

促進計画に盛り込むべき内容とされる地産地消法第26条から第33条までの内容と本市計画との関連

地産地消法	第5次水俣市総合計画 第2期基本計画		水俣市食育推進計画	
	該当頁	掲載内容	該当頁	掲載内容
<p>(生産者と消費者との結びつきの強化)</p> <p>第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p>	<p>P 6</p> <p>P 8</p> <p>P 2 3</p>	<p>計画の基本的考え方</p> <p>基本目標2 豊かな食生活のための食環境</p> <p>現状と課題、施策の方向性</p>
<p>(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)</p> <p>第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 1</p> <p>P 4 2</p> <p>P 4 3</p> <p>P 4 5</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>担い手確保と新規参入者支援</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p> <p>組織体制の強化</p> <p>豊かな漁場づくり</p>		
<p>(消費者の豊かな食生活の実現)</p> <p>第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p>	<p>P 6</p> <p>P 8</p> <p>P 2 3</p>	<p>計画の基本的考え方</p> <p>基本目標2 豊かな食生活のための食環境</p> <p>現状と課題、施策の方向性</p>

地産地消法	第5次水俣市総合計画 第2期基本計画		水俣市食育推進計画	
	該当頁	掲載内容	該当頁	掲載内容
<p>(食育との一体的な推進)</p> <p>第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 4</p> <p>P 5 7</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>元気村づくりの推進</p> <p>食育の推進</p>	<p>P 6</p> <p>P 8</p> <p>P 2 3</p>	<p>計画の基本的考え方</p> <p>基本目標2 豊かな食生活のための食環境</p> <p>現状と課題、施策の方向性</p>
<p>(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)</p> <p>第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p> <p>P 4 4</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p> <p>元気村づくりの推進</p>	<p>P 6</p> <p>P 8</p> <p>P 2 3</p>	<p>計画の基本的考え方</p> <p>基本目標2 豊かな食生活のための食環境</p> <p>現状と課題、施策の方向性</p>
<p>(食料自給率の向上への寄与)</p> <p>第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p>		
<p>(環境への負荷の低減への寄与)</p> <p>第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 1 8</p> <p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p>	<p>地域丸ごと環境 I S O の推進</p> <p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p>		

地産地消法	第5次水俣市総合計画 第2期基本計画		水俣市食育推進計画	
	該当頁	掲載内容	該当頁	掲載内容
<p>(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)</p> <p>第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。</p>	<p>P 4 0</p> <p>P 4 2</p>	<p>農林水産業の振興</p> <p>地産地消と“みなまたブランドづくり”の推進</p>	<p>P 6</p> <p>P 8</p> <p>P 2 3</p> <p>P 2 4～2 6</p>	<p>計画の基本的考え方</p> <p>基本目標2 豊かな食生活のための食環境</p> <p>現状と課題、施策の方向性</p> <p>計画の推進</p>